

## 書面の電磁的な方法による交付について

デューカスコピー・ジャパン株式会社

### 1. 電磁的方法による書面の交付

金融商品取引法において、当社からお客様に交付しなければならない書面が規定されております。当社では、同法の規定に基づいて、当該書面による記載すべき事項を取引システムや当社ウェブサイトに掲載する等の方法により提供させていただきます。これを「電子交付」といいます。お客様には当社が電子交付を行うことをご承諾頂きます。

### 2. 書面の種類

当社は、金融商品取引法により電子交付が認められている書面を含む、次の各号に掲げる書面の記載事項を電子交付します。

- (1) 「取引説明書」及び「取引約款 店頭外国為替証拠金取引」（金融商品取引法第 37 条の 3 関連書類）、もしくはそれらの変更に関する書面
- (2) 取引報告書（金融商品取引法第 37 条の 4 関連書類）
- (3) 取引残高報告書（金融商品取引法第 37 条の 4 関連書類）
- (4) 証拠金の受領に係る書面（金融商品取引法第 37 条の 5 関連書類）
- (5) 注意喚起に係る書面（注意喚起文書）
- (6) その他当社が定め、当社のウェブサイト上に掲載するもの。

### 3. 電子交付の方法

当社が行う電子交付等とは次の各号に掲げる方法とします。

- (1) 前項の (1) ないし (5)、(6) については当社のウェブサイトからリンク等により接続される閲覧ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供します。
- (2) 前項の (2)、(3) ないし (4) については取引画面上にて記録されている記載事項をお客様の閲覧に供します。
- (3) その他当社が定めるものについては、上記 (1) あるいは (2) のいずれかに定める方法によります。

### 4. 確認事項

お客様は、次の事項について確認を行って頂くこととします。

- (1) お客様が、当社から電子交付を受けるために、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト及び当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを備えていること。
- (2) お客様が、プリンタ等によって閲覧ファイル等の記載事項を印刷することが可能であること。

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。